

○湯河原町真鶴町衛生組合議会の定例会の回数を定める条例

昭和52年2月1日

条例第1号

湯河原町真鶴町衛生組合議会の定例会の回数は、年3回とする。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（平成9年10月20日条例第1号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。